

● 本評議會規約改正に関する決議

日本労働組合評議會本部提
本評議會近來の發展に伴ひ、現行規約に多少の不備を生じたため、本大会
日現行規約に左の條項を附加することを決議す。

〔附加條項〕

（一）第二十一条、緊急を要する重要事項にして、中央委員会のみにて決定し難く
且つ臨時大会を召集し先付する時は中央委員会の範圍を擴大して、擴大中央
委員회를召集する事ヲ提議す。此の提議は、擴大中央委員会の提議に依りて
擴大中央委員会の委員選出比率は中央委員会に於て適宜之を定むるものと
す。

（二）現行規約第二十一條を第二十二條とし以下一條ずつ繰上ぐること。

● 政治部活動統一に関する決議

吾國最初の大衆的政黨たる労働農民黨の成立に從つて、労働組合政治部
の機能も、從來の如きものには、その性質を自ら変更せしめねばならぬ。故に
本大会は、今次政治部は左の如き方針に基き活動すべきことを決議す。

本 部 提 案